

災害等の非常時におけるタイムビジネス時刻情報提供支援サービス契約書

国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、災害等の非常時におけるタイムビジネス時刻情報提供支援サービス（以下「非常時支援サービス」という。）に関し、以下のとおり契約する。

第1条 この契約において、非常時支援サービスとは、甲が維持・配信する標準時に基づいた時刻情報を、災害等の非常時のみに甲の所有するケーブル等によって、乙に提供するサービスをいう。

第2条 甲は、乙が非常時支援サービスを受けるため、甲の施設内に乙の機器を設置することを許諾する。

二 乙は、業務に必要な最低限の機器を甲の施設内に設置することができる。

三 乙が甲の施設内に持ち込み設置した機器（以下「持込機器」という。）への甲からの時刻情報の提供及び電源等の供給は、災害等の非常にのみに限定される。ただし、点検等の必要な場合を除く。

第3条 甲の提供する非常時支援サービスは無償とする。ただし、前条第2項の機器の設置に係る工事費、通信回線料等は、乙の負担とする。また、契約期間満了又は契約解除時に必要となる工事費等は乙の負担とする。

第4条 甲は、管理運営上その他やむを得ない事情により、非常時支援サービスの提供又は甲の施設の利用を休止する場合がある。

第5条 乙は、持込機器が、甲の施設、ケーブル等と明確に区別できるよう必要な措置をとるものとする。

二 持込機器の保守等は、乙の責任において行うものとする。

三 持込機器の管理、破損、盗難等の責任は、乙の責任とする。

四 乙は、甲が管理運営上必要と認めたその他の事項に従うものとする。

第6条 乙は、善良な管理者の注意をもって甲の施設の維持保全をしなければならない。

二 前項の維持保全のために通常必要とする修繕費その他の経費は、全て乙の負担とし、その費用は甲に請求しないものとする。

第7条 障害時の対応は、甲の定める勤務時間内（平日9時—17時）とし、土曜日、日曜日及び甲の休日は対応を行わない。

二 乙は、機器の設置、調整等のため、甲の施設へ入室する場合は、甲の担当職員の許可を得るものとする。担当職員が不在の場合は、緊急を要する場合を除き施設への入室は許可しない。

第8条 持込機器が甲が別に定める設置基準に達していないことが判明したときは、甲は非常時支援サービスを一方的に中止できるものとする。

二 前項に該当したときは、乙は遅滞なく、基準を満たすように改修しなければならない。また、その際、甲の指定する書類を甲に提出するものとする。

三 前項の改修が行えない場合は、乙は、直ちに持込機器を撤去しなければならない。また、その際、甲の指定する書類を甲に提出するものとする。

第9条 甲は、甲の提供する時刻情報について、瑕疵担保責任を負わない。

第10条 甲の設備の故障、メンテナンスの必要その他の事由により一時的に非常時支援サービスが停止し、又は時刻情報に誤差を生ずることがあっても、甲は、乙の損害に対して責任を負わず、損害を賠償する義務はないものとし、乙は異議を唱えないものとする。

二 甲は、乙が非常時支援サービス又は甲の施設を利用することによって他の利用者又は第三者に損害を与えた場合には、いかなる責任も負わず、損害を賠償する義務はないものとする。

三 乙は、非常時支援サービスを利用するに際して、甲又は他の利用者の機器類に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

四 乙は、故意又は過失によって甲の施設をき損し又は滅失等したときは、その損害を賠償しなければならない。

五 乙の設置する機器に対する損害に関して、乙は甲に対して損害賠償を請求することができない。

第11条 乙は、申請内容を変更しようとする場合は、国立研究開発法人情報通信研究機構タイムビジネス時刻情報提供サービス要綱（以下この条において単に「要綱」という。）別紙様式第4に定める様式による申請書を機構に提出し、内容の変更を申請するものとする。

二 甲は、前項による申請を受けた場合は、要綱第4条第1項に規定するタイムビジネス時刻情報提供委員会において内容を審議し、その審査結果に基づき変更の許否を決定する。

三 乙は、非常時支援サービスの利用を取りやめようとするときは、要綱別紙様式第4に定める様式による申請書を機構に提出し、利用を終了するものとする。

第12条 甲は、乙が次の各号の一に該当した場合は、乙に対する機器の設置許諾を取り消し、この契約を解除できるものとする。

1 この契約又は許可の条件に違反した場合

2 機器の設置許諾を受けた施設を無関係な第三者に利用させる場合

3 公序良俗に反するおそれがあると認められる場合

4 第三者に何らかの損失が発生する事態に陥った場合

5 甲の施設、ケーブル等をき損し、又は滅失するおそれがあると認められる場合

6 申請内容を故意に偽っていることが判明した場合

7 乙がタイムビジネスに係る事業をやめた場合

8 乙がタイムビジネスに係る事業者としての認定を認定機関に申請中の者であった場合で、機構に対する申請後半年以内にタイムビジネス認定事業者として認められなかったとき

9 その他管理運営上支障があると認められる場合

第13条 乙は、非常時支援サービスの利用を終了したときは、直ちに、甲が指定する書類を甲に提出し、甲の職員の指示に従い、持込機器を撤去し、原状に回復するものとする。

第14条 甲の施設の使用について疑義を生じたときは、全て甲の決定するところによるものとする。

第15条 この契約の期間は契約締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに甲又は乙から相手方に対して別段の申入れがない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後同様とする。

以上契約成立の証として本書2通を作製し、甲乙各1通を保有する。

平成 年 月 日

(甲) 東京都小金井市貫井北町4-2-1
国立研究開発法人情報通信研究機構

(乙)